訪問介護重要事項説明書

＜令和８年９月１日現在＞

１ 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	合同会社　ＶＥＲＴＥＸ
代　表　者　名	代表社員　久保　裕太郎
所在地・連絡先	（住所）　〒604-8244 京都市中京区元本能寺町380 （電話）　075-634-7955 （FAX）　075-634-7956

２ 事業所の概要

⑴　事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問介護　yu
所在地・連絡先	（住所）　〒612-8005 京都市伏見区桃山町中島町33番地1 グリシーヌ桃山南　101 （電話）　075-634-7955 （FAX）　075-634-7956
事業所番号	2670919212
管理者の氏名	久保　裕太郎

⑵　事業所の職員体制

従業者の職種		人数（人）	区分		常勤換算後の人数（人）	職務の内容
			常勤（人）	非常勤（人）		
管理者		1	1			従業者及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者		1	1		0.5	介護福祉士の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込 みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに利用者へ の説明を行い、サービス内容の管理を行う。
訪問介護員	介護福祉士	2			1.0	訪問介護計画に基づ き、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。
	介護職員実務者研修					
	介護職員初任者研修	1		1	1.25	
	介護職員基礎研修修了者					
	１級ヘルパー					
	２級ヘルパー					

⑶　通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都全域（他地域でもご希望の方はご相談ください。）

⑷　営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	09：00～18：00

営業しない日	土・日曜日・祝日・12月29日～01月03日

3 サービスの内容

	種類	内容・手順
1 身体介護	食事介助	配膳から下膳まで含め食事の介助、見守りを行います。
	入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行います。
	排泄介助	おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動 介助又は見守り、誘導を行います。
	清拭	身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。また状況により足浴 や手浴を行います。
	体位変換	褥瘡の防止のために、体位交換を行なう際の介助を行います。
	着脱介助	できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。
	整容介助	整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。
2 生活援助	買い物	日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理に は十分に注意し、確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出掛けることが 原則です。
	調　理	食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
	掃　除	利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整 頓等を行います。
	洗　濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間 でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。
	寝具の管理	布団干し、シーツの交換等を行います。
4 その他	相　談	介護相談　他

4 費用

⑴ 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の１割（一定以上の所得のある方は２割）が利用者様の負担額となります。

【料　金　表】

（訪問介護）

	サービスの内容 ／ １回あたりの所要時間	サービス利用料金	利用者負担額（１割の場合）
身体介護中心型	２０分未満	１，７６５円	１７７円
	２０分以上３０分未満	２，６２１円	２６３円
	３０分以上１時間未満	４，１５１円	４１６円
	１時間以上１時間３０分未満	６，０３４円	６０４円
	１時間３０分以上	３０分増すごとに８５６円を加算	３０分増すごとに８６円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		２５分増すごとに７１６円を加算（身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。）	２５分増すごとに７２円を加算
生活援助中心型	２０分未満		
	２０分以上４５分未満	１，９５８円	１９６円
	４５分以上	２，４０７円	２４１円

夜間（午後６時から午後１０時）・早朝（午前６時から午前８時）の加算	上記の額に１回につき２５％加算します。
深夜（午後１０時から午前６時）の加算	上記の額に１回につき５０％加算します。

・加算項目

サービス内容	基本単位	算定回数等
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	27.0%	1月あたり 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数
特定事業所加算	所定単位数の1割	1回あたり

・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は１ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
・ 利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が２人で訪問する場合は、２人分の料金となります。

⑵　交通費

２の⑶の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は，通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道２キロ未満	３００円
事業の実施地域を越えた地点から、片道２キロ以上	５００円

⑶　その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

⑷　キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は､次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の２日前までに連絡があった場合	無　　料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の６０％
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の１００％

⑸　利用料等のお支払方法

毎月、〇〇日までに前月分の請求をいたしますので、〇〇日までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、〇〇日にお引き落しいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 ＜振込先口座＞ GMO あおぞらネット銀行　法人営業部支店 普通預金口座（口座番号 2581159） 口座名義　合同会社 VERTEX
口座引き落とし	御指定いただいた、次の口座から引き落としいたします。 ＜御指定の口座＞

	銀行　　支店 普通預金口座（口座番号　　） 口座名義
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。

５ 事業所の特色等

⑴ 事業の目的

合同会社ＶＥＲＴＥＸが開設する訪問介護 yu 事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定総合事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（総合事業にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（総合事業）を提供することを目的とします。

⑵ 運営方針

（指定訪問介護の運営の方針）

１　訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（指定総合事業の運営の方針）

１　指定総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

２　指定総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定総合事業支援事業者へ報告します。

３指定総合事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。

⑶ その他

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し

	て、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年１回以上、資質及び専門性向上の為の研修を行っています。

６ サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者　久保　裕太郎 ご利用時間　０９：００～１８：００ ご利用方法　電話（０７５－６３４－７９５５） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（事務所入り口に設置）
当法人相談窓口	同上

各行政の窓口（京都市の HP より　受付時間は月曜日から金曜日の０９：００～１８：００）

窓口	住所	電話番号（075）代表	電話番号（075）直通
北区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒603-8511 北区紫野東御所田町33－1	432-1181	432-1364
上京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町285	441-0111	441-5106
左京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	702-1000	702-1069
中京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	812-0061	812-2566
東山区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒605-8511 東山区清水5丁目130 - 6	561-1191	561-9187
山科区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒607-8511 山科区椥辻池尻町14-2	592-3050	592-3290
下京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	371-7101	371-7228
南区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒601-8511 南区西九条南田町1-3	681-3111	681-3296
右京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒616-8511 右京区太秦下刑部町12	861-1101	861-1416
右京区役所京北出張所　保健福祉第一担当	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田1－1		852-1815
西京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒615-8522 西京区上桂森下町25-1	381-7121	381-7638
西京区役所洛西支所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒610-1198 西京区大原野東境谷町2丁目1－2	332-8111	332-9274
伏見区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒612-8511 伏見区鷹匠町39-2	611-1101	611-2278
伏見区役所深草支所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒612-0861 伏見区深草向畑町93-1	642-3101	642-3603
伏見区役所醍醐支所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当	〒601-1366 伏見区醍醐大構町28	571-0003	571-6471

７ 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

<table>
<tr><td rowspan="3">主治医</td><td colspan="2">病院名
及 び
所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急時連絡先（家族等）</td><td>氏名（続柄）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
</table>

８　利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日：令和　　年　　月　　日

事業者　　住　所 京都市中京区元本能寺町 380

事業者（法人）名 合同会社　ＶＥＲＴＥＸ

施　　設　　名 訪問介護　yu

（事業所番号）2670919212

代表者名　　代表社員　久保　裕太郎　　印

説明者　　職 名

氏 名　　印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人　　住 所

氏 名　　印

（署名・法定）代理人　　住 所

氏 名　　印

（利用者との関係：　　）